

宮田村むらづくり基本条例

【逐条解説】

平成 28 年 1 月

宮田村

目次

前文.....	1
第1章 総則（第1条―第3条）	2
第2章 村民（第4条―第7条）	5
第3章 議会（第8条―第11条）	7
第4章 行政（第12条―第14条）	10
第5章 行政運営（第15条―第22条）	12
第6章 協働によるむらづくり（第23条―第32条）	17
第7章 他の主体との連携・協力（第33条―第35条）	22
第8章 危機管理（第36条）	24
第9章 住民参加（第37条）	25
第10章 補則（第38条―第39条）	26

【参考】

条例の規定は、法律と同様に「条」を基準に構成されます。

1つの条例に規定する条数が多くなるときは、これらを「章」としていくつかテーマごとに分類をします。

また、「条」が複数の段落に分かれている場合、それぞれの段落を「項」といいます。最初の段落を「第1項」、以降順番に「第2項」…と言い表します。

条文中で箇条書きを用いる場合には、(1) (2)…のように括弧書きの数字が用いられます。これらを「号」といい、「第1号」「第2号」…と言い表します。

前文

中央アルプス駒ヶ岳に抱かれ、東に南アルプスを望む私たちの宮田村は、豊かな自然に恵まれた概ね半径2キロメートルの中で暮らし、村民同士のつながりが深く、顔の見えるコンパクトな村として発展してきました。

これからも、伝統を守りながら進取の気質を大切に、村民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的にむらづくりに参加していくことが必要です。そして、次代を担う子どもたちを「うちの子、よその子、みやだの子」の想いをもって育て、誰もが住みたい、住み続けたいと思える自律の宮田村を将来に引き継いでいかなければなりません。

この条例の制定に当たっては、村民、議会、行政それぞれが対等な立場で、むらづくりに対する想いを出し合い、宮田村の将来あるべき姿を求め、議論をつくしてきました。

宮田村の将来像である「豊かな人文・住みよい宮田」を目指し、村民みんなが主役の笑顔あふれるむらづくりを基本理念として進めるために、村民、議会及び行政の役割等を定めた宮田村むらづくり基本条例を制定します。

【解説】

前文は、「宮田村むらづくり基本条例」を制定するにあたっての基本的な認識や、むらづくりの基本理念などを明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

宮田村は、地理的に概ね半径2キロメートルの中で生活をしているというコンパクトさに特長があり、村民のつながりが深く、お互いに顔が見える村として発展してきました。また、宮田村は、昭和29年に赤穂町、中沢村、伊那村と合併して駒ヶ根市宮田となったものの、昭和31年に分離して再び宮田村となりました。そして、平成の大合併の中でも自律の選択をしてきたのが、今日の宮田村です。

今後、本格的に到来する人口減少社会への対応や、個性豊かな地域社会を実現するためには、そうした歴史や伝統、進取の気質を大切に、村民がそれぞれの立場で積極的にむらづくりに参加していくことが重要です。そして、「うちの子、よその子、みやだの子」という言葉に示されるように、地域が一丸となって子育てに取り組むことで、世代を超えて誰もが住みたい、住み続けたいと思える自律の宮田村を将来に引き継いでいく必要があります。

そして、その上で「豊かな人文・住みよい宮田」という将来像のもと、「村民みんなが主役の笑顔あふれるむらづくり」を基本理念として掲げています。

この条例は、今後宮田村のむらづくりを進める中で、村民・議会・行政がそれぞれどのような役割を担うのかを定めるものです。条例の制定に当たっても、住民部会・議会部会・行政部会がそれぞれ議論を行い、各部会での議論を全体会議の中で再度検討をし

ながら、具体的な条文を作成してきました。今後も3者がそれぞれの役割を積極的に担い、議論をしながら、むらづくりを進めていくことが求められます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、宮田村のむらづくりにおける村民、議会及び行政の基本的な役割等を定めることにより、住みよい宮田村の実現を図ることを目的とする。

【解説】

第1条は、「宮田村むらづくり基本条例」の目的を定めています。

この条例は、むらづくりの主体である村民・議会・行政の基本的な役割を明らかにすることにより、「住みよい宮田村」の実現を図ることを目的としています。

こうした村民・議会・行政の基本的な役割については「第2章 村民」、「第3章 議会」、「第4章 行政」及び「第5章 行政運営」でそれぞれ定められています。

なお、この条例でいう「むらづくり」については、第2条に定義が設けられています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) むらづくり 住みよい宮田村を実現するために行われる全ての取組をいう。
- (2) 行政 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 事業者 村内において、事業活動を行う者をいう。
- (4) 協働 村民、議会及び行政が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。
- (5) 地域自治 地域において、村民が自らの責任のもと主体的にむらづくりを行うことをいう。

【解説】

第2条は、この条例の中で使われている用語のうち、特に共通の認識を持つておく必要がある用語について、その意味を定義しています。

第1号の「むらづくり」とは、「住みよい宮田村」を実現するために行われる全ての活動が当てはまります。むらづくりを行う主体は村民・議会・行政の3者ですから、役場が行う活動だけがむらづくりではなく、住民や議会が住みよい宮田村を実現するために行う取組も、むらづくりであるといえます。

第2号の「行政」とは、宮田村の代表者である村長と、村長から独立した立場から仕

事を行う6つの行政委員会及び委員をいいます。村長やその他の行政委員会は、村民の方々から「村」や「役場」と呼ばれることが多いですが、これらは地方自治法において「執行機関」と規定されています。この条例では、できるだけ村民に分かりやすい表現にすることが重要と考え、「行政」という言葉を使用しています。

第3号の「事業者」とは、村内において、事業活動を行う者をいいます。ここでいう事業活動は、事業の営利・非営利を問わないため、民間の企業（株式会社など）だけではなく、NPOなどといった団体も事業者に該当します。

第4号の「協働」とは、むらづくりの主体である村民・議会・行政が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。3者は対等な関係であり、それぞれの自主性が尊重されなければなりません。その上で、互いに補完し合い、宮田村が住みよいものとなるために協力してむらづくりを進めていくこととしています。

第5号の「地域自治」とは、村内の各地域において、村民が自らの責任のもと主体的に「住みよい宮田村」の実現を目指して行われる活動をいいます。例えば、村内の行政区単位での活動などが当てはまります。

【参考】

地方自治法第138条の4第1項において、「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く」と規定されています。この「委員会又は委員」とは、一般に行政委員会と呼ばれるものです。

宮田村には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会という6つの行政委員会が置かれていますので、これらと村の代表者である村長を総称して「執行機関」といいます。

行政委員会には、①首長（宮田村でいう村長）への権力集中の排除、②政治的中立性や公平性といった行政の中立的な運営の確保、③専門技術性の確保、④多様な市民意思の反映といった機能があります。

こうした行政委員会が、それぞれ独立して事務を処理することで、民主的な行政運営が期待されています。

(むらづくりの基本原則)

第3条 村民、議会及び行政は、前文に掲げる基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則として、宮田村のむらづくりを推進しなければならない。

- (1) 一人ひとりが自律するとともに、学び合い、及び助け合うこと。
- (2) 個人の人権及び多様性が尊重されること。
- (3) 適切な役割分担に基づいて、協働を図りながらむらづくりに取り組むこと。
- (4) むらづくりに関する情報を積極的に発信及び共有すること。

【解説】

第3条では、宮田村のむらづくりにおける基本原則を定めています。

むらづくりの主体である村民・議会・行政は、前文に掲げられている基本理念に基づいて、以下の4つを基本原則としてむらづくりを推進していかなければなりません。

第1号では、「一人ひとりが自律するとともに、学び合い、及び助け合うこと」が挙げられています。すなわち、一人ひとりが個人として自律し、村民が相互に学びあい、助け合いながらむらづくりを進めていくということです。

第2号では、「個人の人権及び多様性が尊重されること」が挙げられています。個人の人権や多様性が尊重されてはじめて、より良いむらづくりを進めることができます。個人の人権の尊重はもちろんのこと、子どもや高齢者、障がい者などの多様性が尊重されることによって、さまざまな視点からむらづくりを考えることができます。

第3号では、「適切な役割分担に基づいて、協働を図りながらむらづくりに取り組むこと」が挙げられています。この条例では、村民・議会・行政のそれぞれの役割等が規定されています。この役割分担に基づいて、3者が協働しながらむらづくりに取り組むことが求められます。

第4号では、「むらづくりに関する情報を積極的に発信及び共有すること」が挙げられています。村民・議会・行政は、それぞれが持っている情報を積極的に発信し、共有しなければ、より良いむらづくりを実現することはできません。むらづくりを進める上での課題や宮田村の魅力などについて、それぞれの立場で発信し、情報を共有することが求められます。

第2章 村民

(村民の役割)

第4条 村民は、自治の担い手であることを自覚し、むらづくりに参加するとともに、協働して地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。

【解説】

第4条は、むらづくりの主体である村民の役割について定めています。村民の主体的な行動を尊重するため、「責務」あるいは「義務」ではなく「役割」としています。

本条では、村民にむらづくりに関心を持ってもらうとともに、①自治の担い手であることを自覚すること、②むらづくりに参加すること、③(議会や行政などと)協働して地域の課題の解決に向けた取組に努めることを求めています。村民は、行政サービスの受給者・消費者という立場だけではなく、むらづくりへの参加や協働によって、地域における公共的な活動を担うことが期待されています。

(コミュニティ)

第5条 村民は、地域自治を尊重し、コミュニティの役割を認識するとともに、これを守り、育てるよう努めなければならない。

【解説】

第5条は、コミュニティについて定めています。

一般的にコミュニティとは、一定の地域社会や共同体と言われますが、宮田村における地縁型コミュニティの代表的なものには、行政区があります。行政区の活動は、地域における村民の声を行政に伝えるなど、今日においても非常に重要な役割を担っています。

そこで本条では、村民が①それぞれの地域において、責任と主体性をもって行われるむらづくり(=地域自治)を尊重すること、②コミュニティの役割や重要性を認識すること、③コミュニティを守り、育てることを求めています。

(子どものむらづくりへの参加)

第6条 子どもは、それぞれの年齢に応じてむらづくりに参加する権利を有する。

【解説】

第6条は、子どものむらづくりへの参加について定めています。

選挙権や被選挙権を有しない子どもであっても、それぞれの年齢に応じてむらづくりに参加することができます。日本が1994年に批准した子供の権利条約でも参加する権利が規定されているように、本条では、そうした子どものむらづくりへの参加を「権利」として明確にしています。

子どもの意見を大人が積極的に聞いていくといった形でのむらづくりへの参加だけでなく、子どもの地域活動への参加や、ふるさとである宮田村に関心を持ち、話し合い、発信するといったこともむらづくりへの参加であるといえます。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、環境に配慮し、地域社会との調和を図りながら、村民が安心して住み続けられるよう、協働して地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。

【解説】

第7条は、村内で事業活動を行う事業者の責務について定めています。

地方自治法では、法人も住民に含まれるとされていますが、事業者も地域社会の一員であり、その事業活動がむらづくりに大きな関わりがあると考えられるため、あえてこの条文を設けています。

本条では、事業者に①環境に配慮すること、②地域社会との調和を図ること、③村民が安心して住み続けられるように、(村民・議会・行政と)協働して地域の課題の解決に向けた取組に努めることを求めています。

宮田村の自然環境を守り、次の世代へと引き継いでいくためには、事業者による自然環境への配慮と地域社会との調和を欠かすことができません。村内で活動する事業者は、本条に規定する責務を果たすことが求められます。

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第8条 議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される意思決定機関として、行政運営が適切に行われているかを監視し、及び評価するとともに、積極的な政策立案と政策提言を通じて、むらづくりの充実に努めなければならない。

2 議会は、議案の審議に当たっては、議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めるとともに、審議等の情報を積極的に公開及び発信し、村民への説明責任を果たすよう努めなければならない。

3 議会は、この条例を遵守し、村民に信頼されるために、公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、村民に開かれた議会運営に努めなければならない。

【解説】

第8条は、議会の役割及び責務について定めています。

日本国憲法及び地方自治法によって、自治体には公選の議会を置くことが定められています。また、地方自治法等には議会のさまざまな権限が規定されています。その上で、第1項では、議会の性格を以下のように整理しています。

- ① 選挙によって選ばれた議員で構成される宮田村の「意思決定機関」
- ② 行政運営が適切に行われているかを監視し及び評価する「監視・評価機関」
- ③ 積極的な政策立案と政策提言を行う「政策形成機関」

議会はこれらの役割を果たすことによって、むらづくりの充実に努めることが求められます。

第2項では、議会における審議のあり方について定めています。議会としての最終的な意思決定は、議決という多数決原理によって行われますが、多数決による最終的な意思決定に至るまでに、議会における活発な討議を通じて、村民の多様な意見が意思決定に反映されることが求められます。そこで、本項では、①議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めること、②そうした審議等の情報を積極的に公開・発信し、村民に対して説明責任を果たすことを規定しています。

第3項では、村民に信頼されるための議会のあり方について定めています。村民により信頼される議会であるためには、議会自身の取組や努力が不可欠です。そこで本項では、①議会がこの条例を遵守し、②公正性・透明性・信頼性を高めるような取組や、村民に開かれた議会運営に努めることを規定しています。

【参考】

憲法第 93 条第 1 項では、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」、同条第 2 項では「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」とされており、自治体には公選の議員で構成される議会を置くことが定められています。

地方自治法に規定されている代表的な議会の権限には、以下のものがあります。

- ① 議決権（条例の制定・改廃、予算の決定など 15 項目）
- ② 選挙権
- ③ 検閲・検査権及び監査請求権
- ④ 意見書提出権
- ⑤ 調査権
- ⑥ 長の不信任議決権

（議員の役割及び責務）

第 9 条 議員は、村民の代表として、村民の意見の把握に努めるとともに、自らの活動を村民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

2 議員は、村民の代表として、政治倫理を自覚し、村民からの信頼確保に努めなければならない。

3 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、自らの資質の向上を図るよう努めなければならない。

【解説】

第 9 条では、議員の役割及び責務について定めています。

第 8 条が、議会という機関としての役割と責務を規定していたのに対し、第 9 条では、個々の議員の役割と責務について定めています。

第 1 項では、議員と村民の関係について定めています。村民の選挙によって選ばれた議員は村民の代表です。議員は、村民のさまざまな意見の把握に努め、議会の審議等に活かすことが期待されています。また、議員としての自らの考えや活動内容を村民に分かりやすく説明することが求められます。

第 2 項では、村民の代表としての議員には、高い政治倫理観が求められることが規定されています。議会全体が村民の信頼を得るためには、個々の議員の活動が、政治倫理に則ったものであることが求められます。

第 3 項では、議員の職務遂行のあり方について規定されています。議員は、全村的な視点に立って、将来を見据えた公正・誠実な職務の遂行が求められることを定めています。

す。また、議員は自ら政策を立案し提案する権限も持っていることから、自らの審議能力や政策立案能力の向上といった資質のより一層の向上に努めなければならないことが規定されています。

(議会への村民参加)

第 10 条 議会は、村民の多様な意見を把握するため、村民が参加する機会の拡充に努めなければならない。

【解説】

第 10 条は、議会への村民参加について定めています。

議会は、広く村民に対して開かれたものでなくてはなりません。そのためには、第 8 条第 2 項で規定しているように、議会の情報公開や積極的な情報発信によって、説明責任を果たすことが前提となります。それに加えて、本条では、議会が、村民のさまざまな意見を把握するために、村民が議会に参加する機会の拡充に努めることを求めています。具体的には、請願、参考人及び公聴会制度といった地方自治法上の諸制度を積極的に活用するとともに、議会と村民の意見交換会の開催といった宮田村独自の取組をさらに進め、村民参加の拡充に努めていく必要があります。

(議会の機能強化)

第 11 条 議会は、第 8 条の役割及び責務を果たすため、議会の機能の強化に努めなければならない。

【解説】

第 11 条は、議会の機能強化について定めています。

村長と議会を構成する議員は、ともに選挙によって選ばれた存在です。そして、議会には、行政運営が適切に行われているかを評価・監視する役割とともに、積極的な政策の立案・提言を行うことが期待されています。

本条では、議会がそうした役割及び責務を果たしていくために、その機能のより一層の充実・強化に努めることを求めています。

この規定により、議会は自らの機能強化のための取組を進めることが条例上も求められることになるため、委員会を活用した専門的な審議の充実、専門的知見の活用、議会事務局の調査・立法機能の充実、議会図書室の充実など議会の機能強化方策を推進していく必要があります。

第4章 行政

(村長の役割及び責務)

第12条 村長は、宮田村の代表として、村民の多様な意見を的確に把握し、自らの政策を分かりやすく村民に説明するよう努めなければならない。

2 村長は、この条例を遵守し、政治倫理を自覚するとともに、村民からの信頼確保に努めなければならない。

3 村長は、宮田村の魅力を積極的に発信し、地域の活性化に取り組まなければならない。

4 村長は、職員を適切に指揮監督するとともに、地域の課題に対応できる知識と能力を持った職員の育成を図らなければならない。

【解説】

第12条は、村長の役割及び責務について定めています。本条は、第13条の行政の責務とは別に、直接選挙によって選ばれ、村を統轄し、代表する存在として、村長の果たすべき役割と責務を規定したものです。

第1項では、村長の位置付けと村民との関係について定めています。村長は、議会を構成する議員と同様に直接選挙で選ばれた存在です。地方自治法第147条では、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」と定められており、村長は法律的にも宮田村を代表する存在です。こうした規定を踏まえて、村長は、宮田村の代表として、村民の多様な意見を受け止め、その状況を把握し、自身の政策に反映させ、その政策について分かりやすく説明するよう努めなければなりません。

第2項では、①村長がこの条例を遵守しなければならないこと、②政治倫理を自覚しなければならないこと、③村民からの信頼確保に努めながら、この条例に定められた役割及び責務を果たすことが求められます。

第3項では、村長が、いわゆる「トップセールス」を行い、村の内外を問わず宮田村の魅力を積極的に発信し、地域の活性化に取り組まなければならないこと規定しています。

第4項は、村長による職員の指揮監督と職員の育成について定めています。

地方自治法第154条では、「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する」と定められています。このことから、本項においても、村長に職員の指揮監督を行う義務を課しています。また、複雑化・多様化する村民のニーズに対応するため、宮田村の行政を担う人材を育てていくことも必要となります。そこで、地域の課題に対応できる知識と能力を持った職員の育成についても、村長の義務であるとしています。

(行政の責務)

第13条 行政は、公正で透明性の高い行政運営に努めなければならない。

2 行政は、村民に効率的で質の高い行政サービスを提供するよう努めなければならない。

【解説】

第13条は、行政の責務について定めています。

第1項では、行政に対して、公正かつ透明性の高い行政運営に努めることを求めています。前文や第4条等では、村民の積極的なむらづくりへの参加について規定していますが、その前提として公正で透明性の高い行政運営が行われなければなりません。

第2項では、行政は質の高い行政サービスを効率的に提供するよう努めることが定められています。地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めています。村の行政は、基本的に村民が納めた税金によって成り立っています。そのため、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう、村民の視点に立った行政運営・行政サービスの提供が求められます。

(職員の責務)

第14条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、村民の意見を把握して地域の課題を解決するよう努めなければならない。

2 職員は、その職務の遂行のために必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。

【解説】

第14条は、職員の責務について定めています。

第1項では、村の職員が、①その職務を公正かつ誠実に遂行し、②その職務を遂行するに当たっては、村民の意見を把握し、地域の課題を解決するよう努めなければならないことを規定しています。地方分権の進展によって、職員の果たすべき役割も大きくなっています。職員は、一人ひとりが村民の意見に耳を傾け、地域の課題解決のために何が必要かを考え、実行することが求められます。

第2項では、職員の知識取得及び能力向上について規定しています。村の職員は、その職務を遂行するために必要となる知識の取得や能力の向上に努めなければなりません。今日、職員に求められる知識や能力も多様かつ高度なものになっています。職員は必要な知識と能力を習得すべく、自己の研鑽に努めなければなりません。

第5章 行政運営

(総合計画)

第15条 村長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、その実現を図るために基本計画及び実施計画を策定しなければならない。

2 議会及び行政は、分野別計画の策定及び改廃に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

3 村長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行わなければならない。

【解説】

第15条は、宮田村の総合計画について定めています。

宮田村の総合計画は、長期的な展望に立って宮田村の将来像を示す基本構想、より具体的な計画である基本計画と実施計画によって構成されます。基本構想は10年間の構想、基本計画は前期5年間、後期5年間での計画、実施計画は3年間を対象として予算との整合を図った計画です。

総合計画は、行政が定める計画のうち、最も上位の計画であり、人口減少、少子高齢化、情報化、国際化など社会の複雑化・多様化が進む中で、将来の宮田村のあり方について定めるものです。

その上で第1項では、村長に対してそうした総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の策定を義務付けています。また、基本構想の策定には議会の議決を求めており、将来の宮田村のあり方について、村長と議会が村民に対して責任を負っています。

第2項では、分野別計画の策定・改廃時における議会と行政に課せられた義務について定めています。議会と行政は、それぞれの分野別計画の策定・改廃の際には、行政の最上位の計画である総合計画との整合性を図らなくてはなりません。

第3項では、総合計画の見直しに関して定めています。村長は、社会の変化に対応できるよう、総合計画に常に検討を加えなければなりません。また、当該総合計画が経済や社会の変化に対応できないものであると判断した場合には、必要に応じて総合計画の見直しを行わなければならないと規定しています。

【参考】

基本構想については、かつて地方自治法第2条第4項で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定され、市町村にはその策定が義務づけられていました。しかし、この規定は国の地域主権改革における国から地方への義務づけ・枠づけの見直しの一環として、平成23年の地方自治法改正で削除されました。

しかし、これは、自治体において総合計画の策定の必要性がなくなったということの意味するものではありません。むしろ、それぞれの自治体に応じた、柔軟で住民本位の計画策定が必要になってきているのであり、長期の視点に立った行財政運営の指針は一層重要になってきています。

(財政運営)

第16条 行政は、健全で効果的な財政運営に努めなければならない。

2 行政は、財政運営の透明性を確保するため、財政状況を公表しなければならない。

【解説】

第16条は、宮田村の財政運営における基本原則を定めています。

第1項では、行政は、健全で効果的な財政運営に努めなければならないことを定めています。行政運営が、将来にわたって安定的に行われ、また将来の世代に過度な負担を残さないためにも、財政の健全性を確保することが求められます。

第2項では、財政運営の透明性を確保するために、財政状況の公開を義務づけています。村民が納めた税金がどのように使われているのかについては、常に村民が検証できるように透明化されていなければなりません。行政は、財政状況を公表する義務を負い、村民に対して説明責任を果たすことが求められます。

(情報共有の推進)

第17条 行政は、保有する情報を村民及び議会に公開し、情報共有を図らなければならない。

【解説】

第17条は、村民・議会・行政の情報共有について定めています。

むらづくりの主体である村民・議会・行政が、より良いむらづくりを進めていくため

には、その前提となる村の現状や課題についての情報を共有しておく必要があります。とりわけ、行政には情報が集中しがちです。3者が対等な立場で協力してむらづくりを進めることができるよう、行政は、保有する情報を公開し、村民と議会との情報共有を図らなければなりません。

また、宮田村は「宮田村情報公開条例（平成12年3月13日条例第1号）」を制定しています。情報公開条例に基づく情報の公開は、請求があった場合に行われます。しかし、本条では、請求の有無に関わらず、行政が保有する情報について、積極的に村民・議会と共有していくことを定めたものであり、両者の趣旨は異なります。

（個人情報保護）

第18条 行政は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

【解説】

第18条は、個人情報保護について定めています。

第17条は、行政による情報公開・共有について定めていますが、すべての情報を無制限に公開・共有できる訳ではありません。村民の権利利益を保護するために、個人情報保護が必要となります。情報化社会となった今日では、個人情報の流失は、大きな損害をもたらすことにもつながります。そこで、行政は村民の権利利益を保護するため、個人情報保護に関して、必要な措置を講じる義務を負います。

また、宮田村は「宮田村個人情報保護条例（平成12年3月13日条例第2号）」を制定しており、個人情報保護に関する具体的な規定については、この条例で定められています。

（広報広聴の充実）

第19条 行政は、多様な手段を活用して、広報広聴活動の充実に努めなければならない。

【解説】

第19条は、広報広聴の充実について定めています。

行政は、村民が必要とする情報を周知するため、多様な手段を活用して、広報広聴活動の充実に努めなければなりません。

現在、宮田村では、広報誌である『広報みやだ』やホームページなどを活用した広報活動、地域に出向いた意見聴取などの広聴活動を行っています。これらの手段に限定することなく、多様な手段を検討・活用し、必要な情報の発信と村民意見の把握に努めることが求められます。

(地域自治の尊重)

第20条 行政は、地域自治を尊重し、その自主性及び自律性を確保するよう努めるとともに、村民の活動を支援しなければならない。

【解説】

第20条は、地域自治の尊重について定めています。

地域自治の定義については第2条で、「地域において、村民が自らの責任のもと主体的にむらづくりを行うこと」とされています。その上で、行政は、そうした地域自治を尊重し、その自主性や自律性が損なわれないように努めなければなりません。また、地域の課題を解決しようとする地域自治の取組を、必要な情報等を提供するなどして支援しなければならないことが規定されています。

地域自治の活動は、あくまでも自主的・自律的に行われるものであるため、行政が一方的に負担を押し付けるようなことがあってはなりません。

(行政評価の実施)

第21条 行政は、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、行政評価を実施しなければならない。

- 2 行政は、行政評価の実施に当たっては、内部評価を行うほか、外部評価制度の仕組みを整備しなければならない。
- 3 村長は、行政評価の結果を村民に公表するとともに、必要に応じて行政運営の見直しを行わなければならない。

【解説】

第21条は、行政評価の実施について定めています。

社会の複雑化・多様化に伴い、村民のニーズも多様化しています。このような社会状況において、効率的かつ効果的な行政運営を推進するためには、行政活動の評価を行わなければなりません。行政の活動は、議会も評価・監視をしていますが、これに加えて第1項では、行政も政策評価や事業評価などの行政評価を行わなければならないことが規定されています。

また、行政評価には、行政内部で自己評価として行う「内部評価」と行政の外部で行われる「外部評価」があります。第2項では、これまでの内部評価の仕組みに加えて、より客観的な視点での行政評価を実施するため、外部評価制度の仕組みを整備しなければならないと定めています。

第3項では、第1項及び第2項の規定に基づき行われた行政評価の結果について、村

長は、村民に対して公表しなければならないというものを規定しています。また村長は、必要に応じて、行政評価の結果を踏まえた行政運営の見直しを行わなければなりません。行政評価の結果を村民に公開することによって、村民の視点をその後の行政運営に活かすことが可能となります。

(行政手続)

第 22 条 行政は、村民の権利利益を保護するため、行政手続について必要な措置を講じなければならない。

【解説】

第 22 条は、行政手続について定めています。

公正で適切な行政運営を行うためには、必要な基準や事務の標準処理期間を定め、あらかじめ村民に公開するなどして、村民の権利利益を保護する必要があります。

本条では、行政が、行政処分、行政指導及び届出に関する手続きについて、村民の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう規定しています。

宮田村では、「宮田村行政手続条例（平成 8 年 6 月 19 日条例第 10 号）」を制定しています。行政手続に関する具体的な規定については、この条例で定められています。

第6章 協働によるむらづくり

(地域特性を活かしたむらづくり)

第23条 村民、議会及び行政は、宮田村の地域特性を活かし、自律した協働のむらづくりを推進しなければならない。

【解説】

第23条は、地域特性を活かしたむらづくりについて定めています。

前文で述べられているように、宮田村には、概ね半径2キロメートルの中で生活をし、村民のつながりが深く、お互いに顔が見える関係、つまり「コンパクト」という地域特性があります。

本条では、村民・議会・行政が、そうした地域特性を活かしたむらづくりを進めることを規定しています。そこでは、それぞれの主体が、自ら主体的に行動し、相互の役割を果たしながら協働してむらづくりを推進しなければなりません。

また、ここでいう「協働」については、第2条に定義が設けられており、「村民、議会及び行政が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力すること」であるとされています。

(郷土愛を育むむらづくり)

第24条 村民、議会及び行政は、宮田村への愛着を育むむらづくりの推進に努めなければならない。

【解説】

第24条は、宮田村への郷土愛を育むむらづくりについて定めています。

宮田村には、先人たちが築き上げてきた歴史や伝統、文化などのかけがえのないものが多くあります。村民・議会・行政は、こうした宮田村に対する愛着を育むようなむらづくりを推進するよう努めなければなりません。

現在、進学や就職を機に、一度宮田村を離れる子どもも多くいます。そのような人々が、「また宮田村に戻りたい」と思えるよう、村民一人ひとりが郷土に愛着を持てるようなむらづくりを進めていくことが求められています。

(地域資源及び人材を活用したむらづくり)

第 25 条 村民、議会及び行政は、地域資源及び人材を有効に活用し、持続可能な地域社会の構築に努めなければならない。

【解説】

第 25 条は、地域資源及び人材を活用したむらづくりについて定めています。

村民・議会・行政は、自然環境や景観、歴史、伝統、人と人とのつながりといった地域資源や、地域の人々の知恵と能力を有効に活用し、将来にわたって持続可能な地域社会をつくっていきけるように努めなければなりません。

また人材については、第 6 条に「子どものむらづくりへの参加」が規定されています。これにより、子どもを含む多くの村民が互いに知恵を出し合っていくことが求められています。

(福祉の増進)

第 26 条 村民、議会及び行政は、福祉の増進により、誰もが安心して生活できるむらづくりに努めなければならない。

【解説】

第 26 条は、福祉の増進について定めています。

人口減少・少子高齢社会において、福祉に期待される役割は増加しています。村民・議会・行政は、福祉の増進によって、誰もが安心して生活できるようなむらづくりに努めなければなりません。本条は、子どもや高齢者、障がい者の方々なども含めたすべての村民が安心して生活できる宮田村を実現するための根拠となる規定です。

ここにおいても、行政が一方向的にサービスを提供するだけでなく、村民や議会も「どのような福祉サービスが求められているのか」、あるいは「どのように福祉サービスを提供するべきであるのか」について議論し、福祉の増進に積極的に関わっていく姿勢が求められます。

本条は、宮田村の福祉の増進に関する一般的な規定です。これをより具体的なかたちで表したものが、第 27 条（地域特性を活かした子育て）や第 29 条（健康の増進）といったものです。

(地域特性を活かした子育て)

第27条 村民、議会及び行政は、子どもたちの健やかな成長のために協働して、子育て及び教育を推進するよう努めなければならない。

【解説】

第27条は、地域特性を活かした子育てについて定めています。

本条は、前文に掲げる「次代を担う子どもたちを『うちの子、よその子、みやだの子』の想いをもって育て、誰もが住みたい、住み続けたいと想える自律の宮田村」を実現するために、より具体的な規定として設けられています。

宮田村には、「コンパクト」という地域特性があることは、前文及び第23条の解説で述べたとおりです。そして、こうしたコンパクトさを示すものとして、村内に小学校・中学校がそれぞれ一校ずつあるという「一村一校」が挙げられます。宮田村では、こうした「一村一校」という特長を活かして、これまでも小中学校間の連携を取りながら、地域が一丸となって子育てや特色ある教育に取り組んできました。

そうした現状を踏まえ、本条では村民・議会・行政に対して、子どもたちの健やかな成長のために協働して、地域特性を活かした子育て及び教育の推進に努めることを規定しています。

(食育の推進)

第28条 村民、議会及び行政は、村の伝統的な食文化及び食生活等に配慮するとともに、健全な食生活を実現するために、食育を推進するよう努めなければならない。

【解説】

第28条は、食育の推進について定めています。

食育とは、食を通して人間として生きる力を育むことをいいます。核家族化やライフスタイルの変化により、朝食を食べない、過食や栄養バランスの崩れた食事による生活習慣病のリスク、食文化の継承など、食をめぐる問題を耳にする機会が増えています。子どもへの食育だけでなく、大人が健康に生きていくためにも、食育は非常に重要な施策です。

そうした状況の中で、宮田村では2010年に宮田村食育推進計画を策定し、「生涯健康でいられる食習慣をつくろう」「みんなで楽しく食べよう」「地元農産物への関心を深めよう」「安心安全な食べ物を選ぶ力と正しい知識を身につけよう」の4つを基本目標に掲げ、食育の推進に力を入れています。

また、宮田村の小中学校では、給食の自校方式を採用しています。村民との連携によ

って、地元食材の利用率は高いものとなっており、学校給食を通じて村の伝統的な食文化や地元農産物について学ぶといった特色ある取組を推進しています。同時に、こうした取組は、地域と学校の連携をすすめる上で非常に重要なものとなっています。

そこで本条では、村民・議会・行政に対して、①村の伝統的な食文化と食生活等に配慮すること、②村民の健全な食生活を実現することを目的として、食育の推進に努めることを規定しています。

(健康の増進)

第 29 条 村民、議会及び行政は、誰もが生きがいを持ち、健康に暮らせる環境の整備に努めなければならない。

【解説】

第 29 条は、健康の増進について定めています。

宮田村は、全国平均に比べて平均寿命が長く、長寿の村であるといえます。この長寿を健康的に全うするためには、一人ひとりの健康に関する心がけが重要です。

本条では、子どもや高齢者、障がい者の方々なども含めたすべての村民が、それぞれ生きがいを持ち、社会と関わりを持ちながら健康に生活できる環境の整備に努めなければならないことを規定しています。

【参考】

宮田村では、平成 25 年に「宮田村健康増進計画」を策定しています。この計画では、「村民だれもが健康で暮らし続けるために」を基本理念として、「発症予防」「早期発見」「重症化予防」を柱として目標が定められています。また、ライフステージに応じた目標も掲げられており、村民一人ひとりが自分に合った健康づくりができるよう行政が支援を行っています。

(産業振興及び定住促進)

第 30 条 村民、議会及び行政は、地域特性を活かした産業振興を図り、働く場の確保及び定住の促進に努めなければならない。

【解説】

第 30 条は、産業振興及び定住促進について定めています。

持続可能な地域社会を実現していくためには、人々が生活し続けることができる雇用環境が必要です。そのためには、産業の振興による地域経済の活性化が求められます。

また、今後本格的に到来する人口減少社会に対応するため、移住・定住の促進を図る必要があります。

本条では、宮田村のコンパクトさや地域ブランドを活かした産業の振興を図り、雇用の確保と若者や子育て世帯などの移住・定住の促進に努めなければならないことを規定しています。

(自然との共生)

第31条 村民、議会及び行政は、地域の豊かな自然環境を将来にわたって保全するとともに、その有効利用に努めなければならない。

【解説】

第31条は、自然との共生について定めています。

村民・議会・行政は、将来の世代のために中央アルプス駒ヶ岳をはじめとする宮田村の豊かな自然環境を守っていくよう努めなければなりません。同時に、そうした自然環境の保全との調和を図りながら、それらを地域の資源として有効に利用していくことが規定されています。

(歴史と文化の継承)

第32条 村民、議会及び行政は、宮田村固有の歴史と文化を守り、次世代に伝えるよう努めなければならない。

【解説】

第32条は、歴史と文化の継承について規定しています。

宮田村は、昭和29年に赤穂町、中沢村、伊那村と合併して駒ヶ根市宮田となったものの、昭和31年に分離して再び宮田村となり、平成の大合併の中でも合併をしなかったという自律の歴史があります。また、村内には中越遺跡や旧新井家住宅（宮田宿本陣）といった長野県を代表する有形文化財のほか、津島神社の「あばれ神輿」や姫宮神社をはじめとする「お囃子及び獅子舞」など各地域に根付いた多彩で豊かな無形文化財も存在しています。

本条では、村民・議会・行政が、こうした宮田村固有の歴史と文化を守り、次世代に引き継いでいくことを規定しています。

第7章 他の主体との連携・協力

(国、県及び他の地方自治体との連携及び協力)

第33条 村民、議会及び行政は、地域の課題を解決するため、国、県及び他の地方自治体と相互に連携を図りながら協力しなければならない。

【解説】

第33条は、国、県及び他の地方自治体との連携及び協力について定めています。

平成12年の地方分権改革によって、国、都道府県、市町村の関係は、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変化しました。これにより、宮田村は村民に最も身近な基礎自治体として、より一層、地域の課題の解決に主体的に取り組むことが求められています。

しかしながら、複雑化・多様化する地域の課題を解決するに当たっては、宮田村だけでは対応が難しい場合もあります。そこで本条では、地域の課題を解決するため、必要に応じて、国や長野県、その他の都道府県、市区町村と相互に連携・協力することを定めています。

(国際交流の推進)

第34条 行政は、国際社会で広く活躍する人材を育成するとともに、世界の平和と友好、地球環境保全に貢献するため、国際交流の推進に努めなければならない。

【解説】

第34条は、国際交流の推進について定めています。

国際化が進む今日の社会では、世界で活躍できる人材の育成が求められています。また、地球的規模の諸問題に対して、国際社会における宮田村の役割を認識する必要があります。

本条では、行政は、①国際社会で活躍する人材の育成、②世界の平和と友好、③地球環境の保全に貢献するという3つの目的のために、国際交流の推進に努めなければならないと規定しています。

(大学等との連携・交流の推進)

第 35 条 行政は、地域の課題を解決するため、大学等の研究機関と相互に連携を図るのみならず、相互交流の推進に努めなければならない。

【解説】

第 35 条は、大学等との連携・交流の推進について定めています。

複雑化・多様化する地域の課題を解決するためには、大学をはじめとする専門の研究機関の知見をむらづくりに活用することが必要となる場合があります。そこで本条では、大学等の研究機関と相互に連携を図り、相互の交流の推進に努めることを規定しています。

ただし、むらづくりの主体はあくまでも、村民・議会・行政の 3 者です。地域のことを最もよく知っている村民・議会・行政が、専門的な知見を活用するために大学等の研究機関と連携・交流を図るという姿勢が求められます。

第8章 危機管理

(危機管理)

第36条 村民、議会及び行政は、安心及び安全な暮らしを守るため、自助、共助及び公助を高める取組の推進に努めなければならない。

2 村長は、災害等から村民の安心及び安全な暮らしを守るため、緊急時に対処できる危機管理体制の整備に努めなければならない。

3 議会は、災害等から村民の安心及び安全な暮らしを守るため、危機管理体制の整備に努めるとともに、緊急時には行政と協力しなければならない。

【解説】

第36条は、危機管理について規定しています。近年、東日本大震災をはじめとして大規模自然災害が頻発しており、危機管理に対する関心が高まっています。しかし、危機管理の対象となるのは、自然災害に限定されません。本条においては、大規模な事件、事故、感染症、個人情報漏洩など幅広い危機を想定しています。

第1項では、村民・議会・行政は、安心・安全な生活を守るために、自助・共助・公助を高める取組の推進に努めなければならないと定めています。

自助とは、自らや家族の生命と財産は、自らが守るという考え方です。

共助とは、近隣で生活する人々が互いに助け合うという考え方です。

公助とは、自治体をはじめとする公的機関の力を借りて、安全・安心な暮らしを支えるという考え方です。

これら3つの考え方は、相互に密接に関連しています。自らの力だけでは安全・安心な暮らしを担保できない場合には、近隣の人々と互いに助け合い、さらに近隣の人々の力だけでは不十分な場合には、公的な機関の力を借りるという考え方が基本となっています。

第2項は、危機管理における村長の責務を定めています。村長は、災害等から村民の安心・安全な暮らしを守るために、日頃から危機管理体制の整備に努めなければなりません。

第3項は、危機管理における議会の責務を定めています。議会は、村長とともに危機管理体制の整備に努めるとともに、災害等の発生時には、行政と協力して事態の対応に当たらなければなりません。

第9章 住民参加

(住民参加の推進)

第37条 議会及び行政は、村民の多様な意見及び提言等がむらづくりに反映される仕組みを整備し、住民参加を推進しなければならない。

【解説】

第37条は、住民参加の推進について規定しています。

日本の自治体においては、首長（村長）と議員をともに直接選挙で選ぶ二元代表制を採用しており、国の仕組みとは異なる間接民主制を採用しています。また、地方自治法には、有権者が条例の制定・改廃、議会の解散、議員・長の解職、主要な職員の解職、監査などを請求できる「直接請求権」が規定されています。こうした制度は、間接民主制を補完し、自治を充実させる制度として位置付けられています。しかし、こうした直接請求は一定の署名数が必要になるなど、柔軟に用いることができません。

そこで、議会や行政による政策の立案や実施、評価の過程において、村民の声を十分に考慮し、政策に反映させていこうというのが「住民参加」の考え方です。とりわけ、宮田村には、そのコンパクトさに由来する村民と議会・行政の心理的・物理的な距離の近さがあり、住民参加を推進しやすいと考えられます。

本条では、議会と行政に対して、多様かつ日々変化する村民の意見や、建設的な提言をむらづくりに反映させるための仕組みを整備し、住民参加を推進することを定めています。

第 10 章 補則

(条例の位置付け)

第 38 条 この条例は、宮田村におけるむらづくりの基本となる条例であり、村民、議会及び行政は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 議会及び行政は、条例及び規則の制定、改廃及び運用並びに計画の策定に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

第 38 条は、この条例の位置付けについて定めています。

「宮田村むらづくり基本条例」は、宮田村におけるむらづくりの基本となる条例です。第 1 項では、村民・議会・行政が、この条例の規定や趣旨を尊重して、むらづくりを推進しなければならないことを定めています。

第 2 項では、議会と行政は、他の条例や規則の制定改廃・運用、計画の策定に当たって、この条例と矛盾することがないように、整合性の確保を図らなくてはならないことを規定しています。

(条例の検証)

第 39 条 村長は、4 年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について検証を行わなければならない。

2 村長は、前項の検証に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ必要な措置を講じなければならない。

【解説】

第 39 条は、この条例の検証について規定しています。

第 1 項では、村長は、4 年を超えない期間ごとに、この条例と関連する諸制度の検証を行わなくてはならないことを規定しています。4 年間という期間は、地方自治法に定められた村長の任期に由来しています。そのため、特別な場合を除けば、村長は在任中に少なくとも一度は、この条例の各条項や関連する諸制度が、社会情勢に適合しているか、形骸化していないか、宮田村のむらづくりの基本としてふさわしいものであり続けているかどうかなどを検証することになります。

第 2 項では、村長は、この条例の検証を行う際に、この条例の趣旨に沿った措置を講じることを定めています。本条例は、村民・議会・行政が協働を図りながらむらづくりに取り組むことを基本原則のひとつとしています。村長は、広く村民の意見を聴きながら、参加や協働により条例の検証に取り組まなければなりません。